

議案第23号	三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
消防本部	昨年8月の福知山市における花火大会会場での火災事例に鑑み、対象火気器具等の取扱いに関する基準を強化とした消防法施行令の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
《改正内容》	
① 火気器具使用に対する消火器の準備【第20条第9号の2】 ② ①追加による号ずれ【第21条第2項・第23条第2項・第24条】 各条文中 第9号→第9号の2 ③ 新章の追加「第5章の2 屋外催しに係る防火管理」【第45条の2～の3】 (第45条の2) (指定催しの指定) (第45条の3) (屋外における催しの防火管理)	
【施行期日】平成26年6月1日 ただし、第20条第1項、第21条第2項、第23条第2項及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。	